

組合員証① 被扶養者の認定取消 ～手続きが遅れると医療費返還が生じることも～

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

ご家族の就職、進学、転居・・・春は生活環境がガラリと変わるシーズンです。
ご家族が下表の事由により認定要件を欠くこととなった場合は、速やかに所属を通じて認定取消の手続きを行ってください。認定取消日は、事由発生日まで遡ることになります。
なお、取消日以降に被扶養者証を使用して診療を受けた場合には、当共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

扶養手当終了	○扶養手当の支給が取消又は終了したとき 【※注1, 2】 【※注1】22歳の年度末到来により扶養手当の支給が終了となったが、学生・アルバイト・無職等で、年間収入が130万円未満の場合の特別認定は検認時に行います。 【※注2】障害年金受給者・60歳以上の公的年金受給者で、年間収入が180万円未満の場合の特別認定は事実発生後速やかに申請願います。
収入増	年間収入が130万円以上ある（見込まれる）とき （障害年金受給者または60歳以上で公的年金受給者は180万円以上） ○パート、アルバイト等の収入が3ヶ月続けて108,334円以上であったとき ○雇用保険を、月額3,612円以上受給したとき
扶養替	○子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、他の扶養義務者の収入が組合員より1割以上多かったとき（他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く） ○結婚、離婚、養子縁組など
別居	○義父母・伯叔父母・甥姪など、同居を条件とする被扶養者が別居したとき ○別居している被扶養者に対しての送金が確認できないとき（別居世帯の収入の2分の1以上の金額を送金していることが必要）
就職	○健康保険や社会保険、共済組合等に参加したとき ○健康保険等への加入はないが、月額108,334円以上の収入を得ることが明らかとなるとき

※収入とは・・・所得税法上の所得をいうのではなく恒常的な収入の総額をいう。課税・非課税には関係なく、通勤手当等も含まれる。
個人年金等の私的年金も収入に含みます。公的年金を同時に受給していなければ上限は130万円となります。

育児休業手当金の延長について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

◆総務省令で定める期間延長事由に該当する場合、最長で2歳に達する日までで支給。

＜総務省令で定める期間延長事由とは＞

◎保育の利用を希望し、申込を行っているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。

→ 1歳の誕生月の1日を利用開始日として保育園の申し込みをし、不承諾通知が届いた場合。

※平成30年5月15日生まれの子であれば、令和元年5月1日を利用開始日として保育園の申し込みをし、市区町村発行の不承諾通知を得る必要がある。

※保育の利用を希望しないことが明白な場合は、支給延長は認められません。

その他詳細は、公立学校共済組合千葉支部のHPに掲載されている、「短期給付の手引き」をご覧ください。

給付金の請求はお済みですか？

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

■入学祝金

会員の被扶養者が、小学校（特別支援学校の小学部を含む）に入学したとき

■長期療養者見舞金

基準日（4月1日と10月1日）に、療養による休職をしているとき

■結婚祝金

会員が結婚したとき

※婚姻により氏名が変更になっているときは、金融機関で名義変更を済ませてから請求してください。

旧姓では、請求・支給（送金）はできません。

上記以外にも、まだ請求してない給付がありましたら速やかに請求してください。

互助会の給付金は、「時効3年（互助会に書類が到着した日）」です。

詳しくは、ダイアリーの福利厚生のおしり6ページ又は、所属へ配付の「平成31年度互助会のおしり」をご覧ください。

請求書が新しくなっています。新様式で請求してください！
※右下に（2019.●）とあるのが最新版です。